情報開示請求（カルテ開示）

当院では患者さんとのより良い関係を築く為に、患者さんから診療データの開示請求があった場合、個人情報保護法第 25 条（開示）に基づき開示致します。開示にあたっては患者さんにとって重要な個人情報を扱うため原則「患者さん本人またはご家族の申請」とさせていただきます。

なお交通事故等により保険会社等の第三者が請求を行う場合は「本人の同意書」が必要となります。

開示される診療情報とは？

・カルテ （医師診療記録、看護記録など）
・検査結果（血液検査、病理検査など）
・画像情報（レントゲン、MRI、CT など）

開示ができない場合

個人情報保護法第 25 条第 1 項の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示ができない場合があります。

・本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合
・当院の業務の適正な実施に著しい障害を及ぼす場合
・他の法令に違反することとなる場合

開示方法

開示にあたっては下記のものが必要となります。

・カルテ等診療情報提供申出書
・申出者本人であることが確認できる書類（**免許証・パスポート・健康保険証等**）
・代理人（第三者）が申出する場合は申出者本人の確認ができる書類のほか、その資格が確認出来る書類（**委任状**）

患者さんが死亡されている場合の開示方法

・申出をできる者は親族及びこれに準ずる者として事業管理者が認めるもの。（これらの者に法定代理人がいる場合の法定代理人を含む。）

【必要書類】

・<u>親族が申出の場合</u>
①亡くなられた方との家族関係が確認できる書類（**戸籍謄本の写し等**）
②申込者の本人が確認出来る書類（**免許証・パスポート・健康保険証等**）